

平成25年9月9日

福島県双葉郡
浪江町長 馬場 有 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



要望書への回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、貴町の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、平成25年9月2日に受領いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

記

1. 事故等が発生した場合は、速やかな情報提供をするとともに、放射性物質の飛散など周辺環境、住民に影響を及ぼす可能性がある場合は、貴社においても避難の広報や支援を実施すること。

(回答)

福島第一原子力発電所で事故・トラブル等が発生した場合は、原子力事業者防災業務計画等に基づき、貴町を含む関係自治体、関係機関に対し、迅速かつ確実に情報提供を行います。あわせて、同発電所の状況等について、速やかに公表するとともにラジオ放送を活用した情報提供等、必要な措置につきましても、関係機関と連携し、可能な限り対応してまいります。

2. 汚染水の漏えい事故は、周辺環境への飛散等については限定的であるが、そういった事故が発生していること自体が問題である。徹底した漏えい防止対策を講じること。また、対処すべき最優先事項である汚染水対策に特化して一丸となって注力すること。

(回答)

福島第一原子力発電所内の汚染水問題、とりわけ8月後半には汚染水タンクからの漏えいを新たに引き起こしてしまい、皆さまに大きなご不安とご心配をおかけしており、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、この汚染水問題を喫緊かつ最大の経営課題として、極めて重く受け止めております。これまでの反省を踏まえて、原子力以外の他部門を含めた全社的リソースの優先的かつ重点的な投入を図り、これまで以上に現場第一線の現実・実情を十分に踏まえた素早い意思決定と対策を実施するため、8月26日付で社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置いたしました。

また、政府が先頭に立って、より一層、迅速かつ確実、重層的な対策に取り組んで頂けることになっておりますが、弊社においても、先般、経済産業大臣や福島県知事より頂戴したご指示を真摯に受け止め、国内外の専門家の英知を活用するなど、事故の当事者として汚染水問題にしっかりと取り組んでまいります。

3. 当町に設置してあるモニタリングポストは微量であるが上昇した。福島第一原子力発電所の復旧作業に起因するものだと認識している。実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の告示濃度限度以内でも、住民等に影響を及ぼすリスクは僅かであっても容認できるものではない。原因の究明と徹底した飛散防止対策を講じること。

(回答)

福島第一原子力発電所周辺のモニタリングポストにおける空間線量率が一時的に上昇している件につきましては現在調査中ですが、福島第一原子力発電所免震重要棟入り口脇の連続ダストモニタリングポストでも警報が鳴動しており、その主な原因として、3号機原子炉建屋のガレキ撤去作業の可能性が高いと考えております。

このため、現在、当該作業は一時中断しており、また、試験的に8月29日に実施したダストの舞い上がりを抑える飛散防止剤散布のモニタリング結果等を踏まえ、作業場所近傍における連続的なダスト採取や飛散防止剤の濃度調整について検討しているところです。今後、原因と対策をとりまとめ、速やかにお知らせいたします。

4. 原子力発電所の収束宣言以降、度重なる事故は誰の目から見ても収束とは程遠い状況にある。原子炉内の状況を把握できもせず、また、海や周辺への放射性物質の放出などが現時点でも継続していることは事故の収束とは言えない。よって、更なる安全安心対策を講じること。

(回答)

福島第一原子力発電所は、現在、「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水の処理についてはもとより、引き続き、プラントの確実な安定状態の維持に努めるとともに、使用済燃料プールからの燃料取り出し、原子炉内の損傷燃料の取り出しなど廃止措置に向けて、安全確保を前提に一步ずつ作業を進めております。

また、上記ロードマップにつきましては、6月末に改訂版を作成し、各号機の状況を見極めながら、前倒しのケースも検討していくこととなっております。

汚染水問題につきましては、貴町の皆さまに大きなご不安とご心配をおかけしております。政府が先頭に立って、より一層、迅速かつ確実、重層的な対策に取り組んで頂けることになっておりますが、弊社においても事故の当事者として汚染水問題にしっかりと取り組んでまいります。

以上